

2018 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験
憲法・民法・刑法
(180分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は3ページである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は、憲法、民法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペン（但し、フリクション等の消せるボールペンは不可）または黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 憲法

【第1問】

以下の【事例】を読んで、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

民法750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定し、婚姻届には婚姻後の夫婦の氏を選択欄が設けられている。X1、X2は、夫婦別姓を希望し、夫婦の氏を選択欄を空欄にして、婚姻届を提出したところ、不受理とされた。

そこで、X1、X2は、夫婦同氏を強制する民法750条が憲法に違反し、本件規定を改廃する立法措置をとらないという立法不作為の違法を理由に、国に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求める訴訟を提起した。

〔設問1〕 あなたがX1、X2の訴訟代理人である場合、本件訴訟において、どのような憲法上の主張を行うか、具体的に書きなさい。

〔設問2〕 設問1で述べられた憲法上の主張に対し、国側が反論するとすれば、その主張はどのようなものとなるか、書きなさい。

【第2問】

法の支配について、簡潔に説明しなさい。

専門論文試験 民法

【問題】

以下の各【事例】を読んで、各〔設問〕に答えなさい。

【事例1】

Aは、古本を探しに出かけたところ、手頃な民法の基本書(以下「本件基本書」という。)を見つけたので、これを3000円で買った。Aは、古本屋の店主Bに対し、代金を半分だけ支払い、後の半分は帰りに支払うのでそれまで預かってくれと言ったところ、Bもこれを承諾して本件基本書を預かった。

ところが、Aが帰りに古本屋に立ち寄り、1500円を支払って本件基本書を受け取ろうとしたら、事情を知らない古本屋の店員Cが、本件基本書をDに3000円で売ってしまったという。Dは、本件基本書の代金3000円を支払ったが、Aと同様に本件基本書を直ちに引き取らずに古本屋に預けておいた。

〔設問1〕

Aは、Dに対し、本件基本書はAの所有であることの確認を求める訴訟を提起した。これに対し、Dは、(1) Aは、本件基本書の代金を完済していないから所有権を取得していない、(2) たとえ所有権を取得したとしても引渡しを受けていないからDにその所有権を対抗できない、(3) Dは、民法192条に基づき本件基本書を即時取得しているので、Aの請求は認められないと主張した。

Dの上記各主張は理由があるかどうかを説明せよ。

【事例2】

Eは、懇意にしていた骨董業者Fから掘り出し物の有田焼柿右衛門作の花瓶があると言われ、平成28年11月10日、花瓶を100万円で購入した。ところが、その花瓶は、Gが所有するものであったが、Gが海外旅行中の平成27年12月5日に盗まれたものであり、それが骨董業者の間で転々として最終的にFの下で売られていたものであった。Gは、調査の結果、FからEに売却されたことが判明したので、平成29年2月4日、Eに対し、花瓶の返還を求める訴訟を提起した。Eは、長年懇意にしていたFは信頼のおける人物であったので、よもや花瓶が盗品であるとは思ってもみなかった。

〔設問2〕

GのEに対する請求は認められるか。Eは、どのような主張をすることができるか。

専門論文試験 刑法

【問題】

以下の【事例】を読んで、Xの罪責について論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

【事例】

Xは、同僚のV女に好意を寄せていたが、VがXに対して何ら関心を示さなかったため、自らの恋愛を成就させるべく、Vを刃物で刺し殺した上で、自分も自殺しようとするに至った。Xは、Vがソフトボールの経験の有すると聞いていたことなどから、身のこなしが速いVの動きを止めるために自動車を衝突させて転倒させ、その上で包丁で刺すという計画を立て、包丁を購入し、これを自動車の運転席ドアポケットに入れて準備すると同時に、Vが怪我をしないよううまく転倒させるべく、適当な速度で走行しようと路上で練習をした。

某日午後6時頃、Vの自宅付近に自動車を停めて待ち伏せしていたXは、帰宅するために路上を歩いてきたVを認めて自動車を発進させ、衝突によりVが怪我をしないよう速度に注意しながら、時速約20キロメートル程度のスピードでVに車両前部を衝突させた。しかし、Xの思惑と異なり、Vは転倒することなく、ボンネットに跳ね上げられて、後頭部をフロントガラスに打ち付けた上、路上に落下し、加療約50日間を要する頭部挫傷等の傷害を負った。Xは、意外にもVがボンネットに跳ね上げられて路上に落下し、立ち上がろうとするその顔を見て、急にVを殺すことが怖くなり、自動車を停止させた後、包丁を手取ることなく降車した。そして、よろよろとしながら逃げようとするVに対し、「ごめんなさい。あなたを殺して死ぬつもりだった。」と言うと、その場を立ち去った。